携帯電話用装置の製造等の事業を行う者の使用済携帯電話用装置の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）に対する意見公募の結果について

令和８年３月１８日
経済産業省　ＧＸグループ
資源循環経済課

携帯電話用装置の製造等の事業を行う者の使用済携帯電話用装置の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）に対する意見公募を実施しました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を、別紙１のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

なお、意見募集を実施した際の省令（案）からの修正は別紙２のとおりです。

１．実施期間等

（１）意見募集期間：令和８年１月３０日（金）～令和８年３月１日（日）

（２）実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

２．提出意見の総数等

（１）提出意見数：４件

（２）提出意見の概要及びそれに対する考え方：別紙１のとおり

３．本件に関するお問い合わせ先

経済産業省　ＧＸグループ　資源循環経済課

ＴＥＬ：０３－３５０１－４９７８

【別紙１】御意見とそれに対する考え方

No	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	回収の際の個人情報保護も規定していただきたい。特に携帯電話は要配慮個人情報や企業の秘匿されるべき情報などの宝庫であり、その情報を抜き取って悪用してしまうビジネスが容易に思いつく。これらを防ぐための取り組みは必要。	排出する者において自らの情報の管理は適切に行っていただくことが基本となりますが、本省令案第１条第３項でも、事業者側の対応として、引取りから再資源化施設への搬入などの自主回収の状況を常に把握できるようにするよう求めているところです。
2	１．第一条、第三条の全般において、メーカー単独で個別の回収数量を直接把握することは、回収ルートの構造上、実務的に困難と考えるので、回収に関わる複数主体からの報告データを集約して回収実績とする仕組みを許容して頂きたい。 以下各省令項番に対する具体的な対応につき確認、コメントいたします。（下記２．～７.） ２．第一条５項に示される、”回収の実施の状況に関する報告”とは、必ずしも一事業者（自社１社のみ）の携帯電話用装置の回収率ではなく、他社の装置も含めた回収実績の報告を求める（即ち回収拠点や販売店における回収実績を事業者が引用・流用する）ことで許容頂きたい。その理由は、通信事業者の回収拠点や販売店では回収する携帯電話用装置に関しては、現状、製造者の区別や製造者ごとの数量確認をすることなく回収を行っているため。 ３．第一条６項に示される、”自主回収の実施の状況”とは、必ずしも一事業者（自社１社のみ）の携帯電話用装置の回収状況だけではなく、他社の装置も含めた回収拠点や販売店における回収状況（即ち回収拠点や販売店における回収状況）を事業者が引用・流用することで許容頂きたい。その理由は前記２．と同様。 ４．第一条８項に示される、”定量的な目標”とは、必ずしも自社のみの携帯電話用装置の回収率ではなく、他社の装置も含めた回収拠点や販売店における回収率に対して目標を定める（即ち通信事業者の回収拠点や販売店における回収目標を事業者が引用・流用する）ことで許容頂きたい。その理由は、通信事業者の回収拠点や販売店では回収する携帯電話用装置に関しては、製造者の区別をせず、当該携帯電話用装置一括で回収目標を定めているため。 ５．第三条３項に示される、”再資源化の実施の状況に関する報告”とは、必ずしも自社のみの携帯電話用装置の再資源化率ではなく、他社の装置も含めた再資源化実績の報告を求める（即ち回収拠点や販売店における再資源化実績を事業者が引用・流用する）ことを許容頂きた	１．～６．について、指定再資源化事業者に対し、自ら製造又は輸入販売した携帯電話用装置を自ら回収（ゆえに自主回収）・再資源化するものであり、共同で実施される場合には、共同して実施する者の枠組み等を明確にしていただき、自主回収及び再資源化の取組状況の透明化を図っていただくことが肝要になると思っています。いずれも具体的な取組内容を踏まえて個別に判断することになるものと考えております。なお、単独ではなく共同して実施する事例として、現行、使用済密閉形蓄電池について一般社団法人 JBRC（https://www.jbrc.com/）が、使用済パソコンについて一般社団法人パソコン３R 推進協会（https://www.pc3r.jp/）による共同した取組がなされているため、参考いただければと思います。また、携帯電話用装置についても従前よりリサイクル・モバイル・ネットワーク（https://www.tca.or.jp/mobile-recycle/flow/）による取組が実施されているところです。 ７．について、回収・リサイクルの実施するにあたって、適用を受ける法令がある場合に、その法令を遵守し、違反することのないようにするのは当然のことではあり、確認的に明示しているものに過ぎませんので、適宜、適用法令

	い。その理由は、通信事業者の回収拠点や販売店では回収する携帯電話用装置に関しては、現状、製造者の区別や個別の数量確認をすることなく回収ならびに再資源化を行っており、製造者別の再資源化率を収集・報告出来ないため。 ６．第三条４項に示される、”再資源化の実施の状況”とは、同項目に”共同して”と記載してある通り、自社の携帯電話用装置の再資源化の実施の状況だけではなく、他社の装置も含めた回収拠点や販売店における回収状況（即ち回収拠点や販売店における回収状況を事業者が引用・流用する）でも良いと理解します。その理由は、前記５．と同様。 ７．第五条に示される、”関係法令の規定を遵守するとともに、原材料の毒性その他の特性に配慮する”に関して、具体的に遵守すべき法令や配慮すべき毒性について、現在具体的に考慮されている内容がありましたらご教授願いたい。（例えば廃棄物処理法に基づきＬＩＢ（リチウムイオン電池）は許可を持つ専門業者に処分を委託、また消防法に基づきＬＩＢの電解液を管理する、が該当するで良いか。）　その理由は、第五条記載の表現が漠然としており遵守すべき法令が具体的に記載されていないため。	は事業者の責任においてご確認いただければと思います。なお、廃棄物処理法の対象となる廃棄物である使用済携帯電話を扱うのであれば、委託する場合、同法における業許可を受けた者や同法の広域認定制度の認定を受けた者のほか、小型家電リサイクル法や再資源化事業等高度化法の認定事業者も考えられ、また、リチウム蓄電池に使用される電解液は消防法令において定める危険物に該当するものと認識しております。
3	省令案を支持しますが、モバイルバッテリー・携帯電話用装置の自主回収・再資源化基準を定める中で、長く使える製品設計を日本は目指すべきだと思います。リサイクルだけではなく、バッテリー交換可能仕組みと OS バージョンアップ対応を強化してください。 最近の製品は買い替えサイクルを早めるビジネス手法が当たり前になってるような気がします。バッテリー劣化や OS サポート終了で強制的に廃棄・買い替えを促す構造は、資源廃棄を増やし、CO2 排出を悪化させます。 改正で判断基準に「バッテリー交換容易設計の義務化」「OS 更新サポート 10 年以上の基準」を追加し、低所得層の負担増を防いでください。「バッテリー交換を無料または極低価格で提供する事業者は、回収・再資源化率の目標を緩和する」インセンティブを設け、交換可能設計の義務化とセットで進めてください。 これで格差拡大を抑え、持続可能な社会を実現できます。省令案に反映を強く求めます。	自主回収に係る定量的な目標は、事業者自らが設定し、自主回収の取組を計画的に行うよう求めるものであり、再資源化率は、回収したリチウム蓄電池の重量から得られるブラックマスの重量の割合を 30%を下回らないよう事業者において設定するものであり、何かしら緩和するというものではありませんので、原案のままとさせていただきます。 なお、本省令案は、指定再資源化製品の製造事業者及び輸入販売事業者に対する自主回収・再資源化に関する判断基準を定めるものであり、製品の長期間使用は、使用済物品等の発生の抑制を観点とする指定省資源化製品に係る内容であるため、該当する内容は参考とさせていただきます。
4	①本件案文につき正しく理解している場合、事業者（ブランドオーナー及び輸入事業者）は、使用済み携帯電話の回収体制を構築するため、修理拠点や小売事業者などの取引先に対して個別に連絡を行い、各事業所における回収拠点の設置等について調整を行うことが求められているものと解されます。	製造事業者及び輸入販売事業者による自主回収・再資源化の実施であり、どのように消費者に対して情報の提供を行い、どのように消費者から回収するのが実効性のある対策なのか、そのためにディストリビュータや小売事業者に協

	この場合、第1条第3項の要件を満たすためには、事業者は、自社製品の修理を行う全ての修理拠点および自社製品を販売する全ての小売事業者における回収実績を収集・把握し、適切に管理する必要が生じることとなります 本要件は、事業者、修理拠点、小売事業者のいずれに対しても多大な事務負担を生じさせるものとなっております。 各ブランドオーナーは、自社のサプライチェーン上に存在する多数の取引先と個別に対応する必要があります。同様に、小売事業者も、自店舗で販売する全ての携帯電話のブランドオーナーおよび輸入事業者と対応しなければならない状況が生じます。 さらに、修理拠点がメーカー認定の正規修理拠点ではなく、中古品を取り扱う独立系修理店である場合、ブランドオーナーはこれらの店舗における回収状況や進捗をどのように把握・追跡するのかという課題が生じます。 ブランドオーナーおよび輸入事業者が、販売先としてディストリビューターを介しており、ディストリビューターが更に小売事業者へ販売している場合、ブランドオーナーおよび輸入事業者は、ディストリビューターの顧客である小売事業者に対して、どのように連絡を取ることが想定されているのでしょうか。	力を求める必要があるということであれば、事業者自らで考えて必要な協力を適宜求めていただければと思います。
	②一部の国際的ブランドオーナーは既に、エンドユーザーがウェブサイト上で申請を行い、回収用の郵送バッグに使用済み携帯電話を梱包し、無償でブランドオーナーの受領拠点へ郵送できる「メールバックプログラム」を導入しております。 このメールバックプログラムは、本条例における回収要件を満たすものとして認められるのか、ご教示いただけますでしょうか。	本省令では、自主回収の実効性の確保を求めているところですが、第7条にて確認的に定めておりますとおり「関係法令の規定の遵守」を前提とするところであり、実施される「メールバックプログラム」については、回収の実効性を確保することができ、かつ、関係法令の規定を遵守しているものということであれば本法令上特段問題ないことになります。なお、関係法令（例えば、廃棄物処理に係る規制、輸送に係る規制など）の規定の遵守に関しては、各関係法令担当部署において判断されるものになりますので、適切にご確認いただくようお願いいたします。
	③第1条第6項および第3条第4項の要件について、企業ウェブサイト上で回収実績またはリサイクル実績を公開することにより、当該要件を満たすものと認められるのか、ご教示いた	基本、ウェブサイトでの公表になるものと考えております。

	だけますでしょうか。	
	④情報の表示が物理的な対象物に限定されるのかが明確ではありません。第1条第7項への適合にあたり、ブランドオーナーがオンライン上で当該情報を表示する選択肢を有するのか、ご教示いただけますでしょうか。	消費者が製造事業者又は輸入販売事業者が自主回収している旨を認知していただくことが重要となりますので、そのための情報の提供として効果的な方法を実施していただければ問題ございません。
	⑤収集目標は事業者自身が設定するものと理解してよいのでしょうか。 もし事業者が収集目標を設定する場合、その目標値および達成までの期間をどのように定めるべきかについて、何らかの指針は示されているのでしょうか。 また、収集目標が各事業者ごとに個別に設定される場合、収集プログラムの成功に向けて、すべての事業者が最大限の努力を尽くすことをどのように担保するのかという点についても懸念がございます。	「事業者は、使用済携帯電話用装置の自主回収に関する定量的な目標を設定し、」としているとおりであり、自ら定めていただくものになります。なお、今後、必要に応じ、ガイドライン等の策定を考えております。
	⑥オンライン上で公開されているメールバックプログラムは、第1条第9項の要件を満たすものとして認められるのでしょうか。	回収の実効性を確保することができ、かつ、関係法令の規定を遵守している「メールバックプログラム」が、オンライン上で公開されている状態であれば特段問題ないところです。
	⑦提案：ブランドオーナー、製造事業者、小売事業者の間で、より効果的な連携を図り、回収拠点における使用済み携帯電話の適切な排出を促進するため、トレードイン価格などのインセンティブを提供する仕組みの導入をご検討いただければと存じます。 提案：前述のとおり、全国的に体系的な回収・リサイクルの実施を可能とするため、政府が認定するリサイクル協会を設置し、同協会が回収およびリサイクルの統括・調整を行う仕組みの導入をご検討いただければと存じます。 この仕組みにより、政府は、国内の全ての義務対象事業者の実績を個別に確認する必要がなくなり、一元的な情報源から政策実施状況および回収・リサイクル実績を把握・監視できるようになると考えられます。	指定再資源化製品の自主回収・再資源化は、製造事業者及び輸入販売事業者自ら取り組んでいただくものであり、ゆえに、技術的・経済的に可能な範囲での自主回収・再資源化を求めているところになります。それ相応の努力をした上でも技術的・経済的にも不可能ということまでは求めていないところです。
	⑧本条例における百分率の算出方法について、より詳細な説明をご提示いただくことは可能でしょうか。もし当該目標が各事業者ごとに個別に設定されるものである場合、リサイクラーが特定ブランドの携帯電話から回収された材料量を正確に把握することは極めて困難であると考えられます。	「再生資源として利用することができる状態にされるものの総重量」の回収される使用済携帯電話用装置内の「リチウム蓄電池の総重量」に対する割合になります。「再生資源として利用することができる状態にされるものの総重

		量」については、例えば、処理して得られるブラックマスの総重量などがあるかと思っております。
	⑨最低限のリサイクル目標を達成すべき主体はどなたになるのでしょうか。携帯電話のブランドオーナー、製造事業者、輸入事業者、もしくはリサイクラーのいずれが責任主体として想定されているのか、ご教示いただけますでしょうか。	指定再資源化製品の自主回収・再資源化に係る責任主体は、製造事業者及び輸入販売事業者になります。

【別紙２】意見募集を実施した際の省令（案）からの修正

	修正箇所	修正内容	備考
1	第２条	「以下この条において同じ。」について、対象となる用語がないため修正。	技術的修正
2	第３条第１項	ただし書として「ただし、これによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であるときは、この限りでない。」を設けるべきところ、設けていなかったため修正。	技術的修正